

発行責任者 / 小林 政 氏

発行 日 / 2020年5月1日

調和



No. 167

社報タイトル「調和」は社内で掲げる令和2年の標語です。

● 経営コンサルティング
● 相続
● 会計

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

代表社員 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚
代表社員 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

6月の税務

● 6月10日

1. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～5月分)の納付

● 6月15日

2. 所得税の予定納税額の通知

● 6月30日

3. 4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
4. 1月, 4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
5. 10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
6. 消費税の年税額が400万円超の1月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
7. 消費税の年税額が4,800万円超の3月, 4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

● 6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日

8. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)



法人税及び消費税の申告・納付期限の延長について

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な方々のために、当面の税務上の取扱いに関する取りまとめをしました。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。
- ・申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内を指定して申告・納付期限が延長されます。
- ・この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日となります。

その他、納税を猶予する特例制度（担保不要で延滞税がかからず、1年間国税を猶予する制度）もございますので、詳しくは当事務所までお問い合わせください。



大掃除を行いました！

社内では毎日掃除を行っております。そして、月に一度は普段できない箇所を社員総出で大掃除を行います。大掃除前に清掃委員会の会議で重点的に掃除をする場所を決めております。

なお、今回の水回り掃除は新型コロナウイルスの影響もあり、隅々まで掃除をしました。

今後も水回りだけでなく、社内全体を念入りに掃除していきたいと思っております。

